

高浜町早婚夫婦支援事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、早婚夫婦の新生活の経済的不安を軽減することで、少子化対策の推進に資することを目的として、早婚夫婦世帯に対し、予算の範囲内において高浜町早婚夫婦支援事業支援金を交付することに関し、高浜町補助金等交付規則（平成15年高浜町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦 前年度1月1日から当該年度3月31日までの間に婚姻届を提出し、高浜町の住民基本台帳に記録されている夫婦をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。
- (3) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の就学又は生活のために貸与された資金をいう。

(交付対象者)

第3条 高浜町早婚夫婦支援事業の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下で、夫婦の両方又はいずれかの年齢が29歳以下であること。
- (2) 新婚夫婦の所得額（市町村長が発行する直近の所得課税証明書に基づく夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。）が500万円未満（貸与型奨学金の返済を行っている場合にあっては、所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満）であること。
- (3) 町税等を滞納していない者であること。
- (4) 夫婦の一方または双方が、過去に本支援金（本事業と同様の趣旨による支援を含む。）の交付を受けていないこと（他の自治体での交付を含む。）
- (5) 町内に3年以上継続して居住する意思があること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1世帯あたり30万円とし、1組の新婚夫婦につき1回限り交付する。ただし、夫婦両方またはいずれかの年齢が25歳以下の場合の支援金の額

は、40万円とする。

(支援金の交付申請等)

第5条 第3条に規定する交付対象者で支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高浜町早婚夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得証明書
- (4) 申請者及び配偶者の納税証明書（滞納がないことの証明）
- (5) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、審査内容を、高浜町早婚夫婦支援事業支援金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、支援金を返還させるものとする。

- (1) この要綱に規定する交付要件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

高浜町長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

年度 高浜町早婚夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書

高浜町早婚夫婦支援事業支援金の交付を受けたいので、高浜町早婚夫婦支援事業支援金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

婚姻日	年 月 日	
氏 名	申請者	配偶者
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生
婚姻日の年齢	歳	歳
世帯の所得 ※所得額は、直近の所得証明書をもとに記入 ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を記入	所得額(A) 円	所得額(A') 円
	奨学金返済額(B) 円	奨学金返済額(B') 円
	合計(C=A-B) 円	合計(C' =A' -B') 円
	世帯合計 (C+C') 円	
交付申請額	円	

(振込先)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	預金種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行	記号	番 号		

摘要

本件の作成者及び連絡先

住所

氏名

連絡先

【同意及び確認事項】

- 申請者と配偶者は、高浜町に住民登録を有し居住しています。
- 申請者と配偶者は、町税の滞納はありません。
- 申請者と配偶者は、過去に高浜町及び他市町において、早婚夫婦支援事業支援金の交付を受けていません。
- 申請者と配偶者は、高浜町内に3年以上継続して居住する意思を持っています。
- 申請者と配偶者は、申請に虚偽その他不正な行為があった場合は、支援金を返還します。

申請者（自署）

配偶者（自署）

【添付書類】

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得証明書
- (4) 申請者及び配偶者の納税証明書
- (5) 通帳の写し（口座番号や口座名義、銀行名、支店名がわかるページ）
- (6) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る）

様式第2号(第6条関係)

高 指令第 号
年 月 日

様

高浜町長

年度 高浜町早婚夫婦支援事業支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高浜町早婚夫婦支援事業支援金の交付については、高浜町早婚夫婦支援事業支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することにしたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 備考

高浜町早婚夫婦支援事業支援金交付要綱第8条の規定により、下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還させるものとする。

- (1) 要綱に規定する交付要件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めるとき。